

山口県報

平成24年
3月21日
(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....三
- 種畜証明書の交付(畜産振興課).....三
- 宅地建物取引業の免許の取消し(住宅課).....三
- 選管告示
- 直接請求に必要な有権者の数.....四
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の廃止.....四

山口県告示第七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成



名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
かまたクリニツク		周南市宮の前二丁目七番七号			平成三三、一一、三一
おのクリニツク		" 大神四丁目一〇番三号			" " "
戸田歯科医院		柳井市大畠九五三			平成二四、一一、一〇
あいお薬局		山口市秋穂東六二六七の一			平成三三、一一、三一

山口県告示第七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
綿貫耳鼻咽喉科		長門市東深川九二四の一			平成二四、一一、一一
医療法人社団イシス会かまたクリニツク		周南市宮の前二丁目七番七号			" " "
おのクリニツク		" 大神四丁目一〇番三号			" " "
戸田歯科医院		柳井市神代四一八三の一六			" " "
遠石ファミリー歯科		周南市上遠石町一番五一号			二、一一、一一
おきのだん薬局		宇部市大字沖ノ旦七九〇の一			" " "
あいお薬局		山口市秋穂東六二七九			" " "
花のまち上関薬局		熊毛郡上関町大字室津五五二の九			二、一一、一一

山口県告示第七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏 名	名 施	称 術	所 在	地 所	指 定 年 月 日

森脇 陽子 らいふマツサージ 周南市大字櫛ヶ浜三四四 平成二三、四、五
治療院周南店

山口県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人青藍会	山口市吉敷中東一丁目一番二番	ハートホーム山口デイサービスセンター	山口市吉敷中東一丁目一番二番	通所介護	平成一八、三、三一
株式会社総合リハビリテーション研究所	下松市大字末武下四〇一の九	予防介護ステーション来歩	下松市大字末武下四〇一の九	"	平成一九、〇、" "

山口県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人きぼうの会	宇部市新天町二丁目六番三番	NPO法人きぼう福祉サービス	宇部市新天町二丁目六番三番	訪問介護	平成二四、二、一
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目二番一	サンキ・ウエルビー介護センター新南陽	周南市政所二丁目七番二〇号	"	"

株式会社福祉の郷 山陽小野田市大字有帆一四九三 訪問介護事業 所いこい 山陽小野田市大字有帆一四九三 " " " "

有限会社本町薬局 広島県大竹市本町二丁目一五番一〇号 宮の前店 周南市宮の前二丁目三番一三番 居宅療養管理指導 " " " "

株式会社総合リハビリテーション研究所 下松市大字末武下四〇一の九 予防介護ステーション来歩 下松市大字末武下四〇一の九 通所介護 平成二三、一、" "

株式会社シノハラ 山陽小野田市大字小野田二一四の二 野よりあい処焼野デイサービスセンター 山陽小野田市大字小野田二一六の二 " 平成二四、二、" "

社会福祉法人青藍会 山口市吉敷中東一丁目一番二番 ハートホーム山口脳活性リム 山口市吉敷中東一丁目一番二番 認知症対応型通所介護 平成一八、四、" "

山口県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番二番	サンキ・ウエルビー介護センター新南陽	周南市政所二丁目七番二〇号	平成二四、二、一

山口県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事務所所在地	事業の種類	指定年月日
特定非常利活の会	宇部市新天町二丁目六番三	NPO法人きぼう福祉サーピス	宇部市新天町二丁目六番三	介護予防	平成二四、一
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一	サンキ・ウエルビー介護センター 新南陽	周南市政所二丁目七番二〇	介護	〃
株式会社総合シヨン研究所	下松市大字末武下四〇一の九	来歩ブレイン ケア	下松市桜町三丁目一五番一六号	介護予防 介護	平成二二、九、〃
株式会社シノハラ	山陽小野田市大字小野田二四の一二	よりあい処焼野デイサービスセンター	山陽小野田市大字小野田七二六の一	〃	平成二四、二、〃

(八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十一月八日山口県公告(三三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年三月二十一日から同年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 浅江ショッピングセンター
 所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十一月八日山口県公告(三三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十四年三月二十一日から同年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 浅江ショッピングセンター
 所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(八六) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明番号	種畜名	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
平一三三三山口県 第三号	喜富士	和	平成二二、一、一六	山口県級外	成績外	美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

(八七) 宅地建物取引業の免許の取消し

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、次のとおり宅地建物取引業の免許を取り消しました。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

名称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許取消年月日
北浦不動産	辻村 順次	長門市東深川九七〇番地の 山口県知事(五) 第二四〇八号	平成二四、三、九	



山口県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十四年三月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二四、〇一五 二六六、七八八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 七五 熊毛郡選挙区 七九 下関市選挙区 四七 宇部市選挙区 五二 山口市選挙区 四六 萩市阿武郡選挙区 二四 防府市選挙区 一四 下松市選挙区 二一 光国市選挙区 四二 岩手市選挙区 七二 柳井市選挙区 八七 長門市選挙区 九三

平成二十四年三月二十一日印刷
平成二十四年三月二十一日発行

発行人 山口県知事

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	美祢市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二六六、七八八
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	

山口県選挙管理委員会告示第十八号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第三十六号）は、廃止する。

平成二十四年三月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕